

令和3年度グリーンライフ・ポイント推進事業効果検証等事業
公募要領

令和3年12月
環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室

※本公募は、令和3年度補正予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

1. 事業の目的

我が国の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であり、2030年46%削減、家庭部門66%削減に向け、脱炭素型のライフスタイルへの転換が必須です。また、循環経済の観点からは、循環基本計画等に定める2030年食ロス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等の目標達成が必要です。2030年に向け残り9年しかない中、いずれも大幅な削減が求められており、ライフスタイル転換施策の強度を格段に上げる必要があります。

環境省では、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し新たにポイントを発行しようとする企業や地域等に対し、企画・開発・調整等の費用を補助することにより、環境配慮ポイント発行の取組を一気に拡大するため、令和3年度補正予算により、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業（以下「推進事業」）を実施し、原則として支援後3年間の環境配慮ポイントの発行継続を求めることを予定しています。そして脱炭素・循環型のライフスタイルへの転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービスの市場拡大を通じたコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進します。

このたび、推進事業の事業実施者や補助対象事業者等の協力を得て、推進事業のポイント発行等の効果を見える化・定量化し、頑健な手法により検証するとともに、頑健な効果検証を実施するために必要となる事項の検討等を実施する事業者を以下のとおり公募します。応募に当たっては本要領を熟読していただくようお願いします。

2. 公募対象事業

(1) 事業の内容

本事業は、以下の全ての条件を満たす事業を実施する事業実施者の公募を行います。

- ① 推進事業の環境保全効果及び経済効果を検証すること。具体的には、以下の(ア)～(ウ)の全ての観点を考慮することとし、応募時には自らの創意工夫により考えられ得るものについて提案すること。

- (ア) どのような指標でどのように効果を検証するか。そのために、推進事業の事業実施者や補助対象事業者等に対して、どのような情報をどのように収集させ、どのような頻度・タイミングで提出させるべきか。
 - (イ) ランダム化比較試験をはじめとする、得られるエビデンスの質の高い頑健な実証実験の手法によって、因果関係のより確からしい形で推進事業の効果の検証をするためには、推進事業の補助対象事業者等に対してどのようにポイントを発行させて、どのような情報をどのような期間にわたりどのように収集させると可能になるか。なお、ポイント発行は補助対象事業者自らのビジネス等に伴って行われることから、現実的な方法である必要があること。
 - (ウ) 推進事業の実施期間中の直接効果の把握に加え、事業終了後の間接効果・波及効果も推計すること。また、より確からしい推計をする上で、事業終了後も補助対象事業者が自らのビジネス等においてポイント発行の取組を継続する蓋然性を高めるためにはどのような制度上の仕組みが考えられるか。
- ② 推進事業の効果を高めるため、①を踏まえながら以下の（ア）～（オ）の全てを実施すること。応募時には自らの創意工夫により考えられ得るものについて提案すること。
- (ア) 推進事業の補助対象事業者の公募の審査基準の案を策定すること。審査基準の項目の数は複数とし、それぞれの採点基準を複数の段階で設定すること。採点基準の設定に当たっては、客観的かつ自動的・機械的に採点できるように努めること。
 - (イ) 考えられ得る環境配慮行動について、それぞれの環境保全効果をなるべく定量的に示すとともに、推進事業の対象とするに当たっての、また、効果の算定に当たっての留意点を整理すること。推進事業により国費を充当する上で、現状からの環境保全効果の追加性や費用対効果が重要であることに留意すること。
 - (ウ) 推進事業の実施事業者が補助対象事業者を選定する際の公募等で活用するためのガイドラインを、上記（ア）及び（イ）を踏まえて策定すること。ガイドラインの素案を令和4年1月下旬頃までに作成した上で、令和4年2月上旬頃までに公表版としてとりまとめるとともに、その後も適宜改訂すること。推進事業の理解の向上を図るため、わかりやすく平易な表現によるものとする。どのような内容を盛り込み、どのように活用するかも合わせて提案すること。ガイドラインの策定に当たっては、様々な分野の外部有識者の意見を踏まえて実施することとし、外部有識者（複数名）の案や意見の迅速かつ確実な聴取方法を具体的に提案すること。
 - (エ) 推進事業の補助対象事業者が計画通り適切にポイント発行等を実施しているかを確認すること。ポイントを発行する現場を確認する等、確認方法を具体的に提案すること。
 - (オ) 実際にポイントの発行を受けた国民・消費者に対する実態調査を実施すること。どのようなことが把握できるかを示した上で、調査方法を具体的に提案すること。

- ③ 外部有識者を交えた内部検討会を2回程度実施して、事業の進捗管理や環境省への定期報告を実施すること。外部有識者(複数名)の案を提示すること。
- ④ 推進事業の事業実施者や補助対象事業者等の協力を得て実施すること。
- ⑤ 推進事業については、政府の以下のウェブサイトの資料を確認すること。応募に当たっては、自らの創意工夫により提案する必要があることから、政府の以下のウェブサイトの資料を「自ら」確認・検討の上、提案内容に反映させること。
<<https://www.env.go.jp/guide/budget/r03/r03-hos-gaiyo/008.pdf>>
- ⑥ 自らの責任において新型コロナウイルス感染症等の対策の徹底を行うこと。

なお、上記①(イ)について、実施体制内のいずれかの組織において、組織としても、かつ、当該組織に所属し、実施体制内に含まれる個人としても、提案する効果検証の手法を過去にフィールドでの実証実験で実施したことがあり、精通していることを優先する(組織としては過去に実施したことがあっても、実施体制内に含まれる当該組織に所属する個人が誰も実施したことがない場合、または、実施体制内に含まれる個人が過去に実施したことがあっても、当該個人が所属する組織としては実施したことがない場合は、精通しているとみなさない)。

(2) 事業実施者

本事業に応募できる者は、以下の(ア)～(オ)のいずれかに該当する者としません。

- (ア) 民間企業
- (イ) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体並びにそれらの組合
- (ウ) 大学
- (エ) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に規定する独立行政法人
- (オ) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

上記の者において実際に事業を実施する方については、5%以上のエフォートを必須とし、他の実施・提案中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意ください。また、事業に参画する方は、あらかじめ以下の(ア)及び(イ)の各事項について所属機関等の承認を得てください。

- (ア) 事業の実施を所属機関等の業務(又は公務)として行うこと。独立行政法人に属する参画者に係る承認については、この限りではない。
- (イ) 所属機関等の経理担当部局が事業費の管理等を行うこと。

本事業は、複数の事業者等から構成されるコンソーシアムによる共同事業又は単独の事業者等による事業のいずれの形態で行うことも可能です。ただし、複数の事業者等を実施体制に含めようとする場合には、当該事業者等は事業の実施に当たり必要不可欠な者に限るものとします。代表者は、応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たり総括的な責任を有します。代表者は、事業が採択された後は、円滑な事業の推進と目標達成のために、他の応募者を代表して取りまとめを行うとともに、応募者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

なお、事業の実施体制は、組織変更等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業開始当初に登録されていない事業者等を途中で追加する等の変更はできません。

3. 対象経費

本事業の実施に当たり必要となる費用のうち、環境省から経費を支出する具体的な対象経費の費目とその内容については、【8. 注意事項（2）事業対象経費】を参照して下さい。

4. 事業費及び採択件数

事業費は、1事業あたり概ね1億円から2億円程度まで（税込）とします。採択件数は1～2件程度の予定です。

5. 事業実施期間及び繰越明許制度

令和3年度末までとします（単年度事業）。ただし、業務の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、業務が当該年度内に完了しない場合にも引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められ、財務当局の承認が得られた場合には、当該業務を翌年度へ繰越すことができます。

- ・計画に関する諸条件（事業実施者などといった関係者との協議・意見調整や、社会状況の変化により、事業計画の見直し等に不測の日数を要する恐れがある。）

6. 選考について

（1）選考方法

有識者により構成される審査委員会において書類審査を行った後、ヒアリングによる審査を行い、採択事業を決定します。

（2）選考基準

選考は、下記の基準①～⑧に基づいて行います。①～⑦は各10点満点とし、問題ない水準（採択しても良い水準）を6点とします。⑧については、別途評価を行い、合計点が同一の事業者が複数あった場合には、この評価が高い事業者を優先的に採択します。

- ① 事業内容の妥当性：本事業の目的、趣旨と合致しているか。必要な事柄について適切に理解をしているか。
- ② 効果の検証方法の適切性：応募時点での提案内容について、上記2（1）①の観点等から評価する。

- ③ 環境配慮行動に関する理解：応募時点での提案内容について、上記2（1）②（ア）～（ウ）の観点等から評価する。
- ④ 実態把握の適切性：応募時点での提案内容について、上記2（1）②（エ）及び（オ）の観点等から評価する。
- ⑤ 実施体制：事業実施体制が妥当であるか。事業実施に当たり必要な体制が実施体制内（または協力事業者・フィールド提供者等として体制外）に用意されているか。実施体制外で事業実施に必要な者との連携がどの程度確定しているか。実施体制内において、組織としても、当該組織に所属し、実施体制内に含まれる個人としても、提案する評価検証の手法を過去にフィールドでの実証実験で実施したことがあり、精通しているか。様々な環境保全効果に関する国又は地方公共団体の業務を実施した実績はあるか。外部有識者の提案は適切か（応募時点での外部有識者の参画の確約は必須ではない）。
- ⑥ 実施計画：実施計画が妥当であるか。必要な事業内容を盛り込んだ実施計画を策定しているか。
- ⑦ 目標設定・達成可能性：事業の成果の目標の設定は妥当かつ十分であるか。また、設定の根拠が適切であり、目標の達成が見込まれるか。
- ⑧ 経費の妥当性…事業の目標を達成するために十分であるか、また、過剰に計上していないか（妥当、やや経費過剰、非常に経費過剰の3段階）。

（3）選考結果

選考結果は、申請書に記載された連絡先に、電子メールにて連絡します。

※ 採否の理由に関するお問合せには応じられませんので、あらかじめ御了承下さい。

※ 採択された事業については、事業者名、事業概要などを公表することがありますので、あらかじめ御了承下さい。

7. 応募方法

（1）応募先及び問合せ先

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室

電子メール：chikyu-suishin@env. go. jp

（2）応募方法及び留意事項

以下の資料に必要な事項を記入の上、全て上記（1）のメールアドレスに送付してください。電子ファイルの拡張子が以下に指定するものに限り受理し、PDF等指定外の拡張子の場合は受け付けませんのでご注意ください。電子ファイルのサイズはいずれも5MB程度までとし、提出は1通のメール当たり合計のファイル容量を6MB程度以下としてください（超過する場合は複数のメールに分けてお送りください）。電子メールの件名には「令和3年度グリーンライフ・ポイント推進事業効果検証等事業」と明記してください。送信後には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認してください。理由の如

何によらず、応募書類が提出期限内に現に届かなかった場合は、審査の対象とはしません。

- ・【応募様式】令和3年度グリーンライフ・ポイント推進事業効果検証等事業.doc
- ・【概要資料】令和3年度グリーンライフ・ポイント推進事業効果検証等事業.ppt

- ※ 電子メール以外の方法での応募及び問合せは受け付けませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 提出された応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 環境省地方環境事務所、環境本省へ来訪された場合でも応募書類を受け取りませんので、上記応募先まで電子メールでお送りください。

(3) 受付期間

応募：令和3年12月3日（金）～令和3年12月23日（木）12時（正午）必着
問合せ：令和3年12月3日（金）～令和3年12月16日（木）17時必着

※応募に当たっては、自らの創意工夫により提案する必要があることから、推進事業については政府の以下のウェブサイトの資料を「自ら」確認・検討の上、提案内容に反映していただく必要があります。推進事業の内容等についてのお問合せに関してはお答えできないことがありますことをご了知ください。

<<https://www.env.go.jp/guide/budget/r03/r03-hos-gaiyo/008.pdf>>

8. 注意事項

(1) 契約の形態、金額等

契約の形態は、環境省が採択者と委託契約する形態となります。契約金額については、事業終了後の一括支払いとなります（前払い、中間払いはありません）。1事業当たり概ね1億円から2億円程度まで（税込）を予定していますが、令和3年度補正予算の成立を前提とするものであり、具体的な金額については、委託契約の手続き段階で、事業計画を精査の上、決定します。また、選考委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性に応じて減額される場合があります。したがって、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

(2) 事業対象経費

応募に当たっては、下記の費目に基づいた支出計画を提出して下さい。なお、支援対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費であって以下の費目に該当するものです。また、下表に示した費目に該当しない経費は支援対象となりません。見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、減額の対象となりますので、御留意下さい。

なお、費目については下表のとおり分類して下さい。

| 費目 | 内容 |
|--------|---|
| 人件費 | 本事業実施のために必要な人件費・謝金に限る。ただし、地方公共団体については、人件費を計上することを認めない。 |
| 諸謝金 | 業務に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等に限る。 |
| 旅費 | 本事業にかかる現地調査や会合、シンポジウム等の開催のために関係者が出張する際に必要となる旅費。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずること。 |
| 消耗品費 | 本事業の実施に直接必要な文献図書、消耗品等の購入に直接要する費用。また、5万円以上の備品購入は対象外であるため、リース・レンタル等にて対応すること。なおリース・レンタル等を行う場合は逆量及び損料に計上すること。 |
| 印刷製本費 | 本事業に直接必要な成果報告書、会合資料、シンポジウム、広報資料等の印刷、製本に要する費用等。 |
| 通信運搬費 | 本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等。 |
| 借料及び損料 | 本事業に直接必要となる会場借料及び損料、器具機材・設備借料及び損料、物品等使用料等。 |
| 会議費 | 事業調整に必要な会合等を行う際の飲食料等の経費。会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上すること。 |
| 雑役務費 | 当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費。通訳、翻訳等。 |
| 外注費 | 本事業の業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの。再委託に当たっては事前に環境省の承諾を得る必要がある。 |
| 一般管理費 | 上記各費用から外注費を除いた合計額の15%以下の費用であって、その他事業の実施のために必要な費用。ただし、地方公共団体については、本経費を計上することを認めない。 |

(3) 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合は、事業内容の詳細について打ち合わせた上で、環境省と委託契約を結んでいただきます。その際、契約関係書類が別途必要となりますので、担当者の指示に従って速やかに書類の準備をお願いします。
- ② 事業の実施期間中はもとより、終了後であっても、事業の進捗や成果のフォローアップ等のため、報告等を求める場合がありますので、御了知下さい。
- ③ 環境省が開催する会議体（日本版ナッジ・ユニット連絡会議等）への出席及び報告が求められる場合がありますので、御了知下さい。

- ④ 事業の実施内容等については、審査委員会から提示される採択のための条件や環境省担当官との協議を踏まえて環境省担当官の指示に従って決定いただきますので、御了知下さい。
- ⑤ 本事業は委託事業です。本事業では、環境省からの委託を受け、本事業の目的に合致する事業を環境省の代わりに実施してデータを収集し、知見を得るものであり、事業を行うに当たって知り得た知見や得られたデータ等は環境省に報告する必要があることに留意してください。事業の実施結果等の報告に当たっては、得られる結果の数値（量及び割合等）のみならず、本事業の実施を通じて得られるデータ一式のうち環境省の求めるものについて効果の測定や分析等の過程や手法とともに提出し、環境省が効果検証及びその妥当性の確認並びに発表等ができるようにする必要があります。実施体制の内外を問わず、環境省に対し上記データを提供できるよう、あらかじめ承諾を得る等必要な手続きをしてください。
- ⑥ 実施内容・成果の公表・活用・社会実装等（学会発表や論文投稿等を含む）に当たっては、環境省への事前の確認・報告を厳守の上、環境省「グリーンライフ・ポイント推進事業効果検証等事業」によるものである旨を、広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示してください。
- ⑦ 事業の進捗や結果等について、事業終了時（終了前または終了後のいずれか一方）に審査委員会によるヒアリング（終了審査）を実施する予定です。

（４）再公募の実施

環境省が必要と判断した場合、再公募を行います。